

第 3 回

「（仮称）札幌市再犯防止推進計画」検討部会

議 事 録

日 時：2023年7月27日（木）午後2時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 4・5号会議室

1. 開 会

○事務局（江積区政課長） 本日は、お忙しいところ、また、お暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

市民文化局地域振興部区政課長の江積と申します。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまから、第3回「（仮称）札幌市再犯防止推進計画」検討部会を開催させていただきます。

本日は、計画本書の第4章－4から第5章につきましてご審議いただく予定となっております。

委員の皆様には、これまでの検討部会に引き続き、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本日の次第に関連し、札幌地方検察庁津田総務部長にご参加いただいております、札幌地方検察庁における入口支援の取組についてご説明いただく予定となっております。

2. 事務連絡

○事務局（江積区政課長） それでは、説明に入らせていただく前に、事務局から本日の資料及び留意事項についてご連絡させていただきます。

まず、本日の資料は、右上に資料1と表記されております（仮称）札幌市再犯防止推進計画新旧対照表と前々回お渡しした計画本書になります。また、座席表、委員名簿、規則、前回検討部会の議事録を机上に配付しております。

資料をご確認いただければと思います。

続きまして、留意事項ですが、本部会は公開となっており、議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。ご発言される場合につきましては、お手元のハンドマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

留意事項等の説明は以上になります。

また、本日は、桑原委員から欠席のご連絡を頂戴しております。

よって、15名中14名の委員にご出席いただいております、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満たしておりますので、この会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、以降の進行を神元部会長にお願いしたいと思います。

神元部会長、よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○神元部会長 神元です。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第1について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 市民文化局地域振興部区政課地域防犯担当係長の下川原でございます。

それでは、資料1の新旧対照表をご覧ください。

まず、この1ページ目の最初の部分は、事務局からの訂正となります。

計画本書の6ページと20ページに使用している札幌保護観察所管内の統計データの対象区域にもともと不足があったという内容でございます。

修正前は、札幌市近郊の市町村のみを記載していたところでございますが、本来は、胆振地方や日高地方などを含む広範な対象区域となっております。

このため、北海道が公表している令和4年1月1日時点の住民基本台帳人口データを基に、対象区域において人口が多い順に、札幌市から上位8都市の記載に変更をしたところでございます。

続いて、参考資料の追加というところで、変更後に表がある部分ですけれども、こちらにつきましては、この後、福祉的支援が必要な高齢者または障がいのある人等への支援等の変更と併せて説明させていただきますので、一旦飛ばして、次の項目の説明に移らせていただきます。

1ページの下から2ページにかけてのコラムと書いているところでございます。

札幌市における犯罪被害者等に関する取組についてということで、コラムのような形で新たに掲載を予定したいと考えております。

前回の検討部会におきまして、荒木委員から、犯罪をした人等への支援を目的とした計画を策定する一方で、犯罪被害者のことを何も考えていないのはよろしくないのではないか、札幌市では犯罪被害者等への支援を行っているので、そのことを計画に記載したほうが市民に受け入れやすいものになるのではないかというご意見をいただいたところです。

これを受けまして、新たに札幌市で実施している犯罪被害者の支援制度による支援金の支給ですとか、各種の費用助成について紹介するコラムの掲載を考えているところでございます。

このコラムの掲載位置ですが、計画本書の18ページ、第3章の「2 基本方針」の(3)に犯罪被害者への配慮に関する記載をしているところです。したがって、コラムを入れる場所としては、第3章の最後の20ページ、参考指標及び関連のある重点項目の表の後ろに挟み込むことを考えております。実際はスペースがないので21ページになるかと思っておりますけれども、そこにコラムを挿入したいと考えております。

続いて、新旧対照表の2ページの中段です。

札幌市の取組である13番の協力雇用主制度の周知についてでございます。

前回の検討部会におきまして、高橋委員から、こちらの取組の中で出所者等の雇用を促進する働きかけをしている矯正就労支援情報センター、いわゆるコレワークの周知についてもご検討いただきたいというご意見をいただいたところでございます。

札幌市の取組を担当する経済観光局とも調整いたしまして、コレワークが行う事業者向けの支援についても周知を図るという記載とさせていただいたところでございます。

続いて、2ページの下段から3ページにかけてのところですが、第4章-2の「(1)

福祉的支援が必要な高齢者または障がい者等への支援等」についてです。

前回の検討部会におきまして、伊野委員から、高齢や障がいのある方が再犯に至ってしまう要因として、適切な福祉サービスにつながっていないことが多く見られることから、地域生活定着支援センターや地方検察庁が実施している入口支援の取組に関する記載を充実させることで、市民や福祉サービスを提供する事業者の理解や協力の促進につながるのではないかといったご意見がありました。

これを受けまして、北海道地域生活定着支援センターや札幌地方検察庁にもご協力いただきながら、現状と課題を踏まえた対応方針、入口支援の注釈、入口支援と出口支援のチャート図について変更しております。

まず、現状と課題を踏まえた対応方針ということで、2ページの下から3ページにかけてですけれども、出口支援、入口支援、それぞれの関係機関名を明記するとともに、特に入口支援については、取組の詳細が分かるように内容を充実させたところがございます。

続いて、4ページになりますけれども、入口支援の注釈についても、文頭に起訴猶予を追加し、正しい表現に修正させていただきました。

その下の入口支援と出口支援のチャート図については、入口支援及び出口支援の対象となる処分のみ記載に変更するとともに、対象者の規模が分かるように、図の中に人数を付記しております。

この人数につきましては、令和4年検察統計年報から札幌地方検察庁及び支部の合計を記載しておりますが、入口支援及び出口支援の対象となる処分のみを記載しているため、人数の合計は一致いたしません。

また、当初の図では、全部執行猶予等の処分を受けた者のみ入口支援の対象としているような表記となっておりますけれども、実際には不起訴処分を受けた者も対象となるため、図のような変更をさせていただきました。

続いての変更ですが、新旧対照表の5ページになります。

札幌市の取組として、今回新たに追加した18番、「福祉的支援が必要な高齢者または障がいのある人等への福祉サービスの提供」についてでございます。

こちらは、前回の検討部会において、小松委員から、地域生活定着支援センターが行う事業の連携先として、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所は欠かせない機関であるため、札幌市の取組の中で地域生活定着支援センターと連携していることが分かる文言を加えられないか、検討していただきたいというご意見があったところがございます。

これを受けまして、地域生活定着支援センターや障がい者相談支援事業所を所管する保健福祉局と調整を行いまして、新たに、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターなどの関係機関や団体等の連携が分かるような内容として、本取組を追加しているところがございます。

ここで、最初に説明を飛ばした参考指標の追加について説明させていただきたいので、新旧対照表の1ページの中段に戻っていただきたいと思います。

ここまで、前回の検討部会にて、伊野委員と小松委員から頂戴したご意見を踏まえた入口支援の取組に関する変更について説明させていただきました。

入口支援につきましては、検察庁、保護観察所、地域定着支援センターなどが連携して実施しているところをごさいます。札幌市においても、これらの関係機関と連携し、福祉的支援が必要な高齢者または障がいのある人等への福祉サービスの提供を進めているところをごさいます。

つきましては、札幌市外を含む広域の統計にはなるのですが、新たに、「検察庁と保護観察所との連携による入口支援を実施した人の数」を参考指標に追加させていただきました。

これに関連する重点項目としては、「2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組」というものをひもづけて、取組の実施状況を分析するための資料とさせていただきたいと考えているところです。

なお、この指標は、国の第二次再犯防止推進計画においても同様の参考指標が追加されております。

資料1の5ページに戻っていただきたいと思います。

5ページ中段の29番、「薬物乱用防止教室の活用」というところをごさいます。

こちらは、新たに追加させていただいたところをごさいます。

前回の検討部会におきまして、磯田委員から、若年層における薬物依存の問題が非常に多い印象があるので、計画に薬物乱用に関する記載をすべきではないかというご意見をいただきました。

これを受けまして、教育委員会と調整を行いまして、新たな取組として追加させていただいたものであり、中学校及び高等学校において外部講師を活用した薬物乱用防止教室を学校保健計画等に位置づけ、最低でも年1回以上の実施に努めるといった内容をごさいます。

また、磯田委員から、若年層においては投機的な取引による経済的な破綻も問題になっていることから、消費者教育に関する記載もすべきではないかというご意見もいただきました。

こちらにつきましても、教育委員会と調整を行いまして、消費者教育については、国が定める学習指導要領に基づき、適切な理解や被害防止という観点において実施しておりますが、再犯防止を趣旨とした取組とまでは言えないというところも考慮しまして、本計画への掲載は見送らせていただきたいと思いますと考えております。

最後になりますけれども、本日は、伊野委員からのご助言により、入口支援に関する記載についてご協力いただいた札幌地方検察庁の津田総務部長にご参加いただいております。札幌地方検察庁が実施されている取組についてご説明をいただきたいと思います。

津田総務部長、よろしくお願いいたします。

○札幌地方検察庁（津田総務部長） 札幌地方検察庁の総務部長をしております津田と申

します。

今回、札幌市において再犯防止推進計画を策定されるということで、この検討部会に出席させていただいております。皆様、よろしくお願いいたします。

本年3月に、政府で第二次再犯防止推進計画が策定されておりますけれども、そこで示された基本方針の一つとして、犯罪をした者などに対する刑事司法手続のあらゆる段階における指導支援が掲げられており、刑務所出所者に対する出口支援だけでなく、起訴猶予者などに対するいわゆる入口支援の重要性も示されております。

ご案内のとおり、検察庁では、検察官が起訴をするか否かという判断をしております。いわば入口支援の対象者を刑事司法の下で直接取り扱う主体であり、全ての対象者がそこから保護観察所あるいは地域生活定着支援センターなどにつながっているところです。そのため、検察庁は、入口支援において重要な役割を担っているものと位置づけられているところでございます。

この第二次再犯防止推進計画において、課題として、高齢者など福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要がある、また、本人が希望しないために必要な福祉的支援が実施できない場合がある、さらに、支援の充実に向けて、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療福祉関係機関等のさらなる連携強化を図る必要があるということが指摘されているところです。

検察庁としましても、対象者の抱える課題や福祉サービスのニーズを的確に把握し、また、対象者を速やかに福祉サービス等に結びつける取組について、本人の意思やニーズを踏まえつつ、保護観察所、地域生活定着支援センター、また、地方公共団体の皆様と連携を強めて着実に実施していく必要があると考えているところです。

札幌地方検察庁では、刑事政策推進室というものを設置して対象者の社会復帰支援に取り組んでおりますが、実は、当庁は全国に先駆けて入口支援に力を注いでいるところです。

当庁での入口支援に関しましては、高齢者、障がいを持たれている方、また、生活困窮等の事情により自立が難しく、円滑な社会復帰には福祉的あるいは医療的な支援が必要で、支援することによって再犯防止を期待できる方については医療的対応や福祉的対応を検討し、検察官が起訴猶予という判断をした場合には、札幌の保護観察所様、あるいは北海道地域生活定着支援センター様ほか関係機関や団体のご協力の下、そのような機関、団体につなげる支援に取り組んでいるところでございます。

札幌地方検察庁としましては、今後も皆様と協調しながら、再犯防止対策の諸活動に共に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） ありがとうございます。

第1回目の検討部会でもご説明させていただきましたが、刑事司法関係機関や更生保護関係団体の取組につきましては、計画本文では十分にご紹介できないということもありますので、計画の各章や各項の間にそれぞれの取組を紹介するコラムを掲載する予定となっております。

ただいまご説明いただきました札幌地方検察庁の取組につきましても、同様にコラムの形でご紹介させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○神元部会長 それでは、ただいまの事務局の説明について、ご確認やご質問がないかお聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

○磯田委員 新旧対照表の1ページの真ん中の表について、人数はこれからということなのですけれども、これは全国のものなのですか。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 札幌保護観察所管内の数字です。

○磯田委員 分かりました、ありがとうございます。

○神元部会長 ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元部会長 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第2について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 計画本書の43ページになります。

前回に引き続いて、七つの重点項目に合わせて札幌市の取組をご説明したいと思います。

この計画につきましては、再犯の防止を直接の目的としている取組のほか、従前から実施している各種サービスや事業等で再犯の防止等に資する取組、副次的な効果として再犯の防止等につながる取組についても推進を図ることとしております。

本日は、第4章-4の「様々な困難に応じた効果的な支援の実施等のための取組」以降について説明させていただきますけれども、ここから第5章までは少し長いので、説明は、第4章-4、第4章-5の後にそれぞれ質疑の時間を取らせていただいて、その後、第4章-6から第5章までをまとめて説明して、再度質疑の時間を取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、内容の説明に入ります。

第4章-4、「様々な困難に応じた効果的な支援の実施等の取組」です。

まず、冒頭の対応方針でございますけれども、犯罪や非行をした人の中には、様々な困難、事情を抱えている場合があります。誰にも相談できず、問題が深刻化することによって再犯に至る場合がございます。

このため、それぞれの状況に応じた相談支援を実施するとともに、関係機関とも連携を図りながら取組を推進していくといった内容となっております。

以下、札幌市の取組として、32番から40番まで、九つの取組を記載しておりますので、順を追ってご説明したいと思います。

まず、32番の「若者支援施設の運営」でございます。

札幌市では、ニートやひきこもりなど、困難を有する若者の社会的自立を支援するため、札幌市若者支援施設「Y o u t h +」を運営して、総合相談、社会参加の促進、若者の居

場所づくりなどを実施しているところでございます。

札幌市若者支援施設では、若者の自立支援事業の一つとして、総合相談窓口を設置いたしまして、社会生活を円滑に営む上で困難を有する主に30代までの若者本人やその家族からの相談に応じておりまして、来所による相談では、相談者の状況に合わせたサポートを実施し、支援プログラムやほかの専門機関との連携による支援も含め、自立までの行動計画を立てているところでございます。

相談実績ですが、令和4年度は全体で7,947件相談があったところでございます。

続いて、33番の「非行相談に係る対応」でございまして。

児童相談所において、非行相談を受け付け、対象児童の発達上の課題や、家庭環境、交友関係といったところから客観的な評価を行い、在籍する学校や警察などと連携の上、相談援助活動を行っているところでございます。

ここ数年の非行相談につきましては、年間100件から150件程度で推移しているところでございます。

続いて、44ページ、34番の「子どもアシストセンターによる相談支援」でございまして。

子どもアシストセンターでは、子どもが自らの力で問題を解決できるように必要な助言や支援を行うとともに、子どもの権利救済委員が必要と判断した場合には、子どもの置かれた環境が改善されるよう、関係機関に働きかけを実施しているところでございます。

こちらは、平成21年4月に設置された公的第三者機関でございまして、札幌市内に住む18歳未満の子どもの悩み、または、市内の学校や施設などで起きた子どもの悩みについて、電話やメール、メッセージアプリなどで相談を受け付けておりまして、相談実績としては、令和4年度で延べ2,705件の相談があったところでございます。

続いて、35番の「DV被害者への支援」でございまして。

札幌市配偶者暴力相談支援センターにて、DV被害に関する電話相談や面談、カウンセリングを行い、助言や情報提供、関係機関への専門相談員の付き添いなどを行っているところでございます。

こちらは札幌市が運営する相談窓口でございまして、令和4年度は1,268件の相談があったところでございます。

続いて、36番の「母子・婦人相談」でございまして。

こちらは、各区の保健センターにおきまして、母子家庭等の生活全般や女性に対するDVに関する相談に応じておりまして、必要な助言や援助を実施しているところでございます。

令和4年度は2,888件の相談があったところでございます。

続いて、37番の「困難を抱える若年女性支援」でございまして。

暴力被害ですとか性的搾取を含めた身体的、心理的な被害に遭っている、または遭う可能性のある主に10代後半から20代の思春期、若年期の女性を対象としたアウトリーチ

型の支援を実施しております。

本事業につきましては、令和元年6月に発生した児童虐待による死亡事例に係る検証における「思春期、若年期の女性を対象とした支援制度の創設」という提言を受けまして、令和3年8月から開始したものでございます。

主な事業内容としましては、SNSを用いた呼びかけや相談、ネットパトロール、繁華街の夜回りなどのアウトリーチ支援、一時的な「安全・安心な居場所」の提供、同行支援、就労支援、医療機関との連携による支援など、自立に向けた伴走型の支援を実施しております。令和4年度は151件の相談があったところでございます。

続いて、38番の「障がい者相談支援事業」でございますが、こちらは前回の会議の際に説明した17番の取組と同じでございますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、39番の「生活困窮者自立支援制度による相談支援」でございます。

札幌市生活就労支援センター「ステップ」において、生活に困窮している人の仕事や生活の困りごとに関する相談を実施しています。

ステップの詳細につきましては、前回の会議の際に、本書の26ページの取組番号の2番、「生活困窮者自立支援制度による就労支援」にて説明しておりましたので、詳細な説明は割愛させていただきます。

また、札幌市ホームレス相談支援センター「JOIN」では、住まいを失った人に対して衣食住を提供し、自立に向けた支援を実施しているところでございます。

このJOINは、ページ下部に注釈の記載もありますけれども、総合相談窓口である基幹センターと四つのシェルターで構成されておりまして、利用者が抱える様々な課題にとも向き合い、行き場を失った人が自立していくために必要な支援を行っているところでございます。

令和4年度の相談件数は777件、シェルターの利用は255人でございます。

最後の40番、「生活保護制度」でございます。

経済的に困窮している人の最低生活の保障と自立の助長のため、各区の保護課では、困窮の程度に応じて生活を保障するだけではなく、関係機関等と連携しながら自立に向けた支援を実施しているところでございます。

「様々な困難に応じた効果的な支援の実施等のための取組」の説明については以上でございます。

○神元部会長 ただいま、第4章-4について事務局から説明がありました。

ここまでの説明について、ご確認やご質問がないかお聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

○中村委員 第4章-4の中では継続の取組しかないということで、これでは足りていないと思いますので、2点、意見のような質問をさせていただきます。

一つ目は、37番の「困難を抱える若年女性支援」です。

これは、LINKという名前の事業ですけれども、支援の方法として、夜回りは月1回

行っているようで、これは私も参加させていただいたことがあるのですが、その中の取組の一つとして、SOSホットラインというものがあります。今日泊まれる場所を紹介してほしいという緊急時に連絡できる番号があるのですが、その受付時間が木曜日と年末年始を除いた午後4時から6時までの2時間という非常に狭い枠になっておりまして、この点については、民間でシェルターをされているNPOからも狭過ぎるという声をよく聞くのですが、委託先を増やすなどして拡大されるご予定はないのか、お聞きします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 37番について、SOSホットラインの受付の時間が短いということで、もう少し時間を拡大して、裾野を広げてほしいというご意見だったと思います。

こちらは、子ども未来局で所管している取組でございますので、現時点で即答ができないところでございますが、まずはそういうご要望、ご意見があったことについては所管課にお伝えし、今後の検討の参考にさせていただきたいと思っております。

○中村委員 ありがとうございます。

続きまして、二つ目は、4章-4全体に係ることなのですが、今年4月に大通駅でなたを持って暴れた人が発生した事件がありました。現在は、全面閉鎖はせず、警備員を配置するという対策を取られたようですけれども、根本的な解決にはなっていないと思いますので、札幌市の取組としてまだ必要なことがあると考えております。

そもそも事件の発端は、あの場でお酒を飲み始めたおじいさんが、あの場でたむろしていた若者に絡むようになり、若者もここでお酒を飲むのもありなのだという認識が広まりました。これは、年齢問わず居場所を求めている人があふれている表れでもあると思っております。

実際に夜回りに参加すると、家にも学校にも居場所がなく、深夜の繁華街に逃げたというだけで非行と言われる、男女問わず、16歳前後の若者にたくさん出会います。

32番のYouth+では若者の居場所づくりをしていて、就労支援をされているところだと思うのですが、その対象年齢はたしか15歳から49歳となっていますので、もっと複合的な就労もできる居場所づくりがなされないのかと思っております。

具体的にお話しさせていただきますと、日本財団が募集している「子ども第三の居場所」という事業があります。日本財団と自治体とNPO団体の3者が協定書を結んだ上で、開設や運営に係る膨大な経費、開設費で言うと最大5,000万円を助成しますので、ぜひやってくださいという事業です。

題名には「子ども」とついているのですが、この事業の中のコミュニティモデルというものは地域の人々との交流も目指すものになっています。

この事業は、全国的に広がってきていまして、現在、全国に251拠点あるのですが、北海道ではまだ6か所で、東神楽町に2拠点と積丹町、西興部村、室蘭市、東川町にできています。

札幌市でもこれをやりたいということで複数のNPOが札幌市に申請したのですが、いずれも、札幌市には様々な事業があるから必要ないということで、恐らく担当は子ども未来局だと思うのですが、断られております。

なぜつぐらないのかを改めてお聞きしたいということと、こういう総合的なハブ化を目指した拠点があれば、毎日給食を夜も食べられるような拠点があれば、悩みを抱える家族を丸ごと支援できる仕組みづくりにもなりますし、例えば、スタッフに高齢者や障がいのある方を積極的に採用することで、刑務所のほうが社会より快適だからとあえて罪を犯す方を少しでも減らせるのではないかと考えています。

また、これは現実的ではないかもしれませんが、出所者の就労先にもなれば再犯の防止にもつながると考えております。

これは一つの提案にしか過ぎませんが、もう少し札幌市として困難を抱えた人々に対する支援の取組がないと、再犯率を減らすのは難しいと感じておりますので、ご検討いただけないかと考えております。

長くなり申し訳ありませんが、以上です。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） ありがとうございます。

こちらにつきましても、子ども未来局が窓口の取組で、実際にNPOがご相談もされていたということですが、私どもでの回答が難しいところですので、所管課にご意見を申し伝えたいと思います。再犯の防止が計画の趣旨でありますので、それに向けて支援を拡充するなどの取組ができないかというところは申し伝えたいと思います。

○神元部会長 ほかに何かございますでしょうか。

○小松委員 少年、若者の支援の43ページの非行相談に係る対応というところで、ぐ犯行為、触法行為に係る相談受付ということで、家庭支援課が担当と書かれています。実際には、少年院や鑑別所に入院、入所した児童の復学の問題は結構ハードルが高いと感じていますので、そういったところについて、教育委員会を巻き込みながらという記載などがあったらどうかと思いました。

また、困難を抱える若年女性の支援というところで、虐待を行ってしまった女性というお話もありまして、被虐待児を守っていくのは当然ですが、保護者の援助というところをどういう観点で支援していけるかという記載など、そういうところに踏み込んでもらえたらいいのかなと感じました。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） まず、33番のご意見ですが、復学には大きなハードルがあるということでした。前回協議しました第4章-3「学校等と連携した修学支援の実施等のための取組」のところにもつながる話ですので、そこの整合性も取りながら、こちらで取り込める内容、実際に支援している内容などを確認して、検討させていただきたいと考えております。

続いて、37番ですが、虐待を受けた本人だけではなく、保護者や家族の方の支援というところに踏み込んだ内容の記載も検討してほしいというご意見でした。こちらも、所管

課の実際取組の内容を精査させていただきまして、検討させていただきたいと思っております。

ご意見、ありがとうございました。

○神元部会長 ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○神元部会長 それでは、再度、事務局から説明をお願いします。

○事務局(下川原地域防犯担当係長) 続いて、第4章-5の「民間協力者の活動の促進等の取組」についてでございます。

46ページでございます。

まず、冒頭の対応方針でございますけれども、再犯防止等に関する取組は、これまで多くの民間協力者の活動により支えられてきたところですが、社会環境の変化により従前のような活動が難しくなっていること、民間団体等が高齢化や担い手不足により必要な体制等の確保が困難となってきたことを課題として捉えまして、札幌市として、民間協力者との連携をこれまで以上に深めるとともに、再犯の防止等の活動を促進するための取組を行っていくといった内容になっております。

以下、札幌市の取組について、41番から47番まで七つの取組を記載しておりますので、順を追って説明したいと思います。

まず、41番、「札幌市保護司会連絡協議会への支援」でございます。

札幌市では、札幌市保護司会連絡協議会が実施する保護司の職務遂行の支援や資質向上のための研修会、広報活動などに係る経費の一部について支援を行っているところでございます。

札幌市保護司会連絡協議会は、保護司を会員といたしまして、市内各区に設置されております地区保護司会で組織されており、保護観察の実施、地域での犯罪予防活動、保護司及び保護司会活動への理解と協力を得るための広報活動に取り組まれているところでございます。

続いて、47ページになります。

42番、「更生保護法人札幌更生保護協会への支援」でございます。

札幌市では、更生保護法人札幌更生保護協会が実施する広報啓発活動に係る経費の一部について支援を行っております。

札幌更生保護協会は、札幌保護観察所管轄区域における更生保護事業の充実、発展などを目的として設置された団体でございます。

主な活動としては、一時保護事業として、保護観察対象者及び更生緊急保護対象者に対して生活費や就労支援などに関する援助を行っているほか、連絡助成事業等として、更生保護関係団体や更生保護施設が実施する事業活動への支援、更生保護の諸活動の広報や啓発に取り組まれているところでございます。

続いて、43番、「更生保護活動を行う団体への支援」でございます。

こちらは、新規の取組ということもありまして、現在検討中の内容になります。

犯罪をした人等が再び犯罪をすることを防ぎ、または、その非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けるための活動を行っている団体の取組に対して支援を検討したいと考えているところです。

続いて、44番、「更生保護サポートセンターの設置支援」でございます。

保護司などが処遇活動とか地域における犯罪・非行防止活動を行う拠点としまして各区役所等に開設されている更生保護サポートセンターについて、引き続き開設場所を提供いたします。

更生保護サポートセンターは、保護司が行う処遇活動や更生保護活動、地域における更生保護活動の拠点として機能させることを目的に設置されており、札幌市では、平成24年に手稲区役所内に設置されて以降、各区役所に順次設置が進みまして、平成29年には10区全てにおいて市有施設への設置が完了したところでございます。

続いて、45番、「地域防犯活動団体への支援」でございます。

地域防犯活動団体が行う地域における身近な犯罪の抑止活動や非行防止等の取組に対し、市民まちづくり活動促進基金「さぼーとほっと基金」などによる支援を行っております。

「さぼーとほっと基金」は、札幌市が市民の皆さんから寄附を募りまして、町内会、ボランティア団体、NPOなどが行うまちづくり活動に助成することで、札幌のまちづくり活動を支える制度でございます。

続いて、46番、「保護司の人材確保に対する支援」でございます。

こちらは、新規の取組となっております。

保護司の人材確保のため、市職員の研修などの機会を捉えまして、更生保護ボランティア活動への参加について呼びかけなどを行いたいと考えております。

近年、全国的に保護司の人員が減少傾向にありまして、保護司の活動である保護観察や犯罪予防活動などといった活動に必要な体制を整えることが難しくなっているところでございます。

札幌保護観察所管内においても、令和4年の保護司の人員は1,185人と、定数1,435人を大きく下回っております。安定的かつ持続的に保護司に課せられた職務を遂行していただくため、人材確保に向けた支援を行っていきたいと考えているところでございます。

最後の47番は、再掲ということで、前回説明した15番の取組と同じですので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

「民間協力者の活動の促進等のための取組」の説明については以上でございます。

○神元部会長 ただいま、第4章-5について事務局から説明がありました。

ここまでの説明について、ご確認やご質問がないかお聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○神元部会長 それでは、再度、事務局から説明をお願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 続いて、51ページになります。

第4章-6、「国・民間団体等との連携強化等のための取組」についてご説明いたします。

冒頭の対応方針では、刑事司法手続を離れた人に対する支援は、地方公共団体が主体となって進めていく必要がありますが、地方公共団体は、犯罪や非行をした人に対する支援のノウハウや知見が十分ではなく、支援を必要としている人の情報収集も容易ではないということも踏まえまして、国や民間団体などと再犯防止に関する推進体制を構築し、緊密に連携協力を図って、安全・安心な地域社会づくりの推進に取り組んでいくといった内容となっております。

以下、札幌市の取組として48番と49番の二つの取組を記載しておりますので、順を追って説明いたします。

まず、48番、「（仮称）札幌市再犯防止ネットワーク会議の設置」でございます。

こちらは、新規の取組で、現在検討中の内容となります。

再犯の防止等に関する取組を関係団体と協働し推進していくため、「（仮称）札幌市再犯防止ネットワーク会議」を設置し、相互の情報共有や意見交換による連携強化を行うほか、再犯の防止等に関する取組を検討していきたいと考えております。

会議には、この検討部会にご参加いただいている再犯の防止等に資する活動を行っている関係機関・団体のほか、矯正施設、生活困窮者の支援団体、就労支援機関・団体、更生保護施設、福祉支援団体、依存症関係機関・団体などにご参加いただきたいと考えているところでございます。

活動としましては、協働による再犯防止等に関する取組として、例えば、犯罪をした人、特に刑務所を満期で出所した人向けの社会復帰支援に関する取組や、効果的な広報啓発活動などの検討及び実施を想定しているところでございます。

また、刑事司法関係機関のご協力をいただきながら、犯罪をした人等への支援に関する事例を紹介し、課題の把握とか対応協議などを行っていきたいと考えているところでございます。

事務局といたしましては、ネットワーク会議を効果的に機能させていただきたいと考えておりまして、委員の皆様の視点から、構成団体や活動内容などに関してお気づきの点がございましたら、この後、質疑応答の時間も設けさせていただいておりますので、その際にご意見などをご発言いただけるとありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

続いて、49番、「市町村、北海道、都道府県、再犯防止等推進会議への参加」です。

札幌市では、再犯防止に関する施策の効果的かつ効率的な推進等について、国やほかの地方公共団体との情報共有のため、各種会議に参加しているところです。

具体的には、国及び市町村の再犯の防止等の推進に関する取組の推進や情報共有を目的

として設置された「市町村再犯防止等推進会議」や、区域内に矯正施設が所在する地方公共団体として、「矯正施設所在自治体会議」に参加させていただいております。

「国・民間団体との連携強化等のための取組」の説明については以上です。

引き続き、54ページの第4章－7「広報啓発活動の推進等のための取組」についてご説明いたします。

まず、冒頭の対応方針では、これまで国では、「社会を明るくする運動」の推進や、再犯の防止等に関する広報・啓発活動、刑事司法手続に関する法教育などを実施してきましたが、再犯の防止等に関する施策は、地域住民にとっては必ずしも身近ではなくて、関心や理解を得られにくいといった課題があることを踏まえまして、札幌市でも刑事司法関係機関や関係団体と連携し、広報・啓発活動を推進していくといった内容になっております。

以下、札幌市の取組として、50番から54番まで五つの取組を記載しておりますので、順を追って説明したいと思います。

まず、50番、「『社会を明るくする運動』に関する広報・啓発」でございます。

ご承知のとおり、「社会を明るくする運動」は、法務省が主唱する、全ての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動でございます。

本運動の強調月間である7月には、各区等で保護司会や更生保護女性会と共同で決起集会を開催しているほか、街頭啓発なども実施しております。

続いて、51番、「犯罪統計情報の配信」でございます。

市民や地域防犯活動団体が犯罪の抑止活動に役立てられるように、市内の犯罪情勢や時期に応じて増加する犯罪、子どもへの声かけ事案などについて、ホームページなどの各種媒体を活用して情報提供をしているところでございます。

続いて、52番、「再犯防止推進に関する広報・啓発の実施」です。

こちらは、新規の取組で、現在検討中の内容となっております。

再犯防止や犯罪をした人等の社会復帰支援の重要性について市民の理解を深めるため、更生保護関係機関・団体と連携した広報・啓発活動を行っていきたいと考えております。

具体的な取組としましては、先ほどご説明しました、「（仮称）札幌市再犯防止ネットワーク会議」において、構成団体の皆様のご意見を伺いながら、より効果的な取組を検討したいと考えております。

続いて、55ページに移ります。

53番、「再犯防止支援策に関するホームページの開設」ですが、こちらも新規の取組です。

国や民間支援団体などが行っている再犯防止等に関する取組を総覧できるホームページを制作し、犯罪をした人等の社会復帰を支援していきたいと考えているところです。

犯罪をした人の社会復帰を進めるためには、犯罪をした人とその家族だけではなく、立

ち直りを支援する関係機関が協力して課題を解消していく必要があり、悩みや困難に応じた相談窓口等をいつでも簡単に検索できるようにすることで、より効率的・効果的な支援につなげられると考えております。

続いて、54番、「札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰の実施」でございます。

札幌市では、長年にわたり防犯活動や更生保護活動に携わる方々の功績をたたえ、防犯活動や更生法活動に貢献した個人、団体等の表彰を実施しています。

近年、高齢化等によって防犯や更生保護活動の担い手不足という課題がありますので、長年にわたって活動に参加してこられた方々の意欲の高揚を図るとともに、より多くの方々が活動に参加していただけるよう、活動の輪を広げていくということを目的としております。

更生保護部門につきましては、更生保護活動に12年以上携わっている方を対象に、札幌市保護司会連絡協議会などから推薦を受けた功労者を表彰してありまして、令和4年度からは表彰数を10名程度から15名程度に拡大したところでございます。

「広報・啓発活動の推進等のための取組」については以上となります。

ここまで、第4章の札幌市の取組について説明させていただきましたが、続いて第5章の説明に移りたいと思います。

56ページ、「計画の推進体制」についてご説明させていただきます。

本章では、計画策定後の推進体制について記載しております。

計画に掲げた取組を着実に推進するため、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」において、本書の19ページ、20ページに示してありました各指標や取組の実施状況を確認しながら、計画の評価や進捗管理を行うこととしております。

札幌市の庁内においても、この計画の策定を機に設置しました「札幌市再犯防止庁内推進会議」による組織横断的な計画推進に取り組んでいきたいと考えております。

また、先ほどご説明したネットワーク会議を新たに設置しまして、会議でのご意見を計画推進の参考とするとともに、相互の情報共有や意見交換などによる連携強化を図りまして、再犯の防止等に関する取組を協働して推進していくこととしております。

第5章の「計画の推進体制」の説明については以上となります。

○神元部会長 ただいま、第4章ー6から第5章まで事務局から説明がありました。

ここまでの説明について、ご確認やご質問がないかお聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

○伊野委員 ただいま事務局からご説明いただいた51ページからの6、7について意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、この会が始まる前に事務局から追加で配っていただいたカラーの横刷りの第二次再犯防止推進計画の概要をご覧くださいと思います。

今ご説明いただいた6の「国・民間団体等との連携強化等のための取組」と7の「広報・啓発活動の推進等のための取組」ですが、本年の3月に閣議決定された第二次再犯防止推

進計画では、6と7のところが、配っていただいた資料の右の下の方にあるように、少し表現が変わってしまっていて、6が「地域による包摂の推進」、7が「再犯防止に向けた基盤の整備」となっています。6は各団体の連携強化、7はいろいろな広報活動などについてということで、内容としては大きく変わっていないのですが、特に6の「地域による包摂の推進」というところでは、国とか地方自治体の役割の明確化をした上で民間団体との連携強化ということが書かれています。

そこで、札幌市の計画の51ページの現状と課題を踏まえた対応方針のところには四つ項目があって、三つ目の「一方で」と始まるのは、ご説明いただいたとおり、地方自治体だけでは情報収集などが容易ではないとか、ノウハウや知見が十分でないところを国の機関が支援をするということが第二次再犯防止推進計画では書かれていますので、例えば、三つ目の「一方で」で始まる項目の最後に続けて、保護観察所や法務少年支援センターにおける地域援助の推進という取組が今はありますので、そういったところとの連携を深めていくですとか、札幌市の計画の四つ目の「札幌市においても」というところの途中などに、国の機関から再犯の防止等に関する専門的知識に基づく助言や必要な知識の提供を受けることですか、そういった知識の提供などを受けた上で保健、医療、福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者などに適切にサービスを提供するように努めるということに記載してはどうかと考えております。

それにより、地域による包摂の推進、国、都道府県、市町村、また民間の協力者の方が連携した上で、刑務所を出所した人が刑事司法機関による指導などが終わった後も地域の中で再犯をすることなく必要な支援を受けて生活していくといったことが明確になると思いますので、その辺りの内容についてさらにご検討していただければと思います。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 国の計画の地域での包摂の推進という部分に対応する本書51ページの第4章-6「国・民間団体の連携強化等のための取組」の現状と課題を踏まえた対応方針の三段落目と四段落目に関わることのご意見だと認識しております。

まず、三段落目の「一方で」というところの記載につきまして、保護観察所やその他関係機関からご協力、ご助言などをいただきながら、地方公共団体ではなかなか培われていないノウハウなどをご助言いただける取組も実際にあるというご意見でございましたので、別途ご相談させていただきながら、次回の会議までに記載できるものがないか検討させていただきたいと思っておりますので、ご協力お願いいたします。

四段落目の国との連携や助言の提供といった記載の追加に関するご提案につきましては、計画本書の32ページ、2の「保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組」の現状と課題を踏まえた対応方針の中で、入口支援の取組について記載の充実をさせていただいたところがございます。三段落目との整合性については多少調整させていただくかもしれませんが、ご意見については、32ページの記載の充実をもって反映できているものと考えております。

○神元部会長 ほかにご意見等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○神元部会長 それでは、最後に、各委員から、これまでの議論全体を振り返って、第1章から第5章までの全体を通じてご意見やご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○神元部会長 それでは、これで本日の議題は全て終了しました。

司会を事務局にお返しします。

○事務局(江積区政課長) 神元部会長、ありがとうございました。

委員の皆様、お暑い中、長時間にわたり、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

今回は、本日までの審議結果を踏まえ、検討部会として札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会に報告する答申案についてご審議いただく予定となっておりますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

次回の検討部会の開催は、8月28日月曜日の午前10時からとなっております。

4. 閉 会

○事務局(江積区政課長) それでは、以上をもちまして、第3回「(仮称)札幌市再犯防止推進計画検討部会」を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

以 上